

1 公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の概要

(1) 東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更

都市再開発法第2条の3第1項の規定に基づく「都市再開発の方針」について、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」の追加を行う。

対象市名	変更項目	変更内容
枚方市	特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区	京阪枚方市駅周辺地区を追加する。

※変更箇所は、別添「計画図」を参照

2 公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の掲示場所及び掲示期間

(1) 掲示場所

市役所	府庁
枚方市都市整備部都市計画課	都市整備部都市計画室計画推進課

(2) 掲示期間

平成31年3月4日（月）から同月18日（月）まで